

〔参考〕

子供および若年者を対象とした調査に関する MRS ガイドライン

(2000年4月版)

MRS CODE AND GUIDELINES :

Guidelines for Research among Children and Young People

〔参考〕

子供および若年者を対象とした調査に関する MRS ガイドライン (2000年4月版)

MRS CODE AND GUIDELINES: Guidelines for Research among Children and Young People

目次

はじめに.....	2
定義.....	4
1：同意.....	5
A 同意が必要な場合.....	5
B 同意を得ること、および、必要な情報を提供すること.....	5
2：テーマ事項.....	7
3：インタビューを行う.....	9
A 調査票.....	9
B インタビュー.....	9
C 調査実施場所.....	10
D 謝礼品および謝礼金.....	10
セクション 4：特別なルール.....	11
A 定性調査.....	11
B インターネット調査.....	12
C 郵送および自記入式調査.....	13

子供および若年者を対象とした調査に関する MRS ガイドライン(2000年4月)

はじめに

このガイドラインは、「MRS^(注1)行動綱領(1999年改訂)」および「データ収集に関するガイドライン」を、解釈・拡張するものである。この「綱領」のもとでは、「子供」とは年齢が16歳未満の者と定義され、「若年者」とは16歳および17歳^(注2)の者と定義されている。子供を対象とした調査において、最少年齢の基準はないが、リサーチャーは、特定のプロジェクトにとって必要かつ適切な場合に限って年齢が非常に低い子供を調査に直接関与させるべきである。

年齢に関する規定の意図は、潜在的な社会的弱者を、その潜在的な弱さが何に起因するかに関わらず保護すること、および、一般大衆の信頼を得る、という原則を強化することにある。ここに示すガイドラインは、調査が単独の形で実施されるか、それとも、親、保護者、世話人その他の責任ある成人と一緒に形で実施されるかに関わらず、年齢が18歳未満の人々を**直接**に対象者とする**あらゆる**調査に適用される。

その主な目的は以下のとおりである。すなわち、

- ・ 子供および若年者の権利を、肉体系・精神面・倫理面・情緒面で保護すること。および彼らが悪用されないことを確実にすること。
- ・ 子供および若年者の福祉と安全に関心を持つ親と、その他の人々に、このガイドラインのもとで実施される調査が子供および若年者の権益を保護すべく設計されていることを保証し、安心させること。
- ・ 優れた品質の調査であることを保証すること。
- ・ 子供、若年者、および広く一般の人々に対し、調査の持つ高い専門性と価値に対する認識を広めること。
- ・ リサーチャーおよびクライアントが、法律上および倫理上の責任を果たすのに必要となるガイドラインを公表することより、彼らを保護すること。

(注1) MRS (Market Research Society、英国市場調査協会) : マーケティング・リサーチ、社会調査、世論調査に携わる専門家を会員とする英国のプロフェッショナル・ソサエティ。設立は1946年。50カ国を超える国々に8,000人を超える会員がいる。

リサーチ実施に当たってリサーチャーが遵守すべき綱領および各種ガイドラインは世界的にみて最も詳細なもののひとつである。

- ・ 「綱領」で具体的に述べられているように、子供および若年者を対象とした調査に影響を与える可能性のある法規の一切に関して最新情報を常にチェックし、同時に、プロジェクト関係者全員がこれらのガイドラインを認知し、かつ、それを遵守することを同意することを確実にするのは、リサーチャーの責任である。

この資料は、情報提供のみを意図して提供されている。これは、法的な助言ではないし、また、そうしたものとして拠り所にすべきではない。具体的な法律上の助言は、具体的な問題事項との関連において求められるべきである。

(注²) ガイドライン中の当該年齢は、イギリスの法律に基づくものであり、日本の法律とは異なる。

定義

1. 子供および若年者：「MRS 行動綱領」は、「子供」を年齢 16 歳未満の者と定義し、「若年者」を年齢 16 歳および 17 歳の者と定義している。本書で示すガイドラインで「成人」という語が使用される場合は、18 歳以上の者を指す。
2. 責任ある成人：これは、当該調査実施時点で当該子供/若年者の安全と福祉に責任を負っている成人のことである。学校など、法により保護された環境において、責任ある成人とは、管理権限を持つか、あるいは、当該所在地を監督する者で、かつ、当該子供/若年者の保護に責任を負っている者になる。街頭、個人宅など、その他一切の環境において、責任ある成人とは、親、あるいは、保護者、あるいは、親または保護者が当該子供/若年者に関する責任を与えた他の者（例：親戚、個人保育士、住込み家政婦、隣近所の人など）になる。
3. 同意：これは、責任ある成人がインタビュアーに与えた許可で、当該インタビュアーが当該子供/若年者にアプローチすることができるとするもの。それは、当該子供/若年者に対してインタビューを行うことについての許可ではない。なぜなら、当該調査への参加を断ることができる機会が、当該子供/若年者に与えられなければならないからである。

適切な同意手順を踏む前に、年齢の特定を目的として、インタビュアーが子供または若年者にアプローチすることが必要となるような状況が、明らかに存在し得る。こうしたアプローチは、当該子供または若年者が同意無しでインタビューを実施できる年齢に達していると信じるに足る十分な理由がインタビュアーにある場合にのみ行われるべきである。全ての場合において、適切な同意手順に従わない限り、当該子供または若年者に対するインタビューそのものを開始し、その内容に入ることはできない。

1：同意

A 同意が必要な場合

- 1) 16 歳未満の子供に対するインタビューに関しては、親または責任ある成人の同意を得るべきである。以下の状況においては、同意を得なければならない。すなわち、
 - ・個人宅内/在宅での調査（自宅訪問面接、および、自宅あての電話調査）
 - ・グループインタビュー/デプスインタビュー
 - ・インタビュアーと子供のみでの二人だけになる場合
- 2) 公の場所（例えば、街頭、店舗内、CLT 会場など）で実施されるインタビューで、対象者が 14 歳または 15 歳の者は、親または責任ある成人が当該子供に同伴していない場合、同意無しでこれを実施しても良い。このような場合、親または保護者に宛てた説明兼お礼状を当該子供に手渡さなければならない（「インタビューを行う」の、セクション B-5 参照）。
- 3) 調査が、学校において、責任ある成人の同意のもとに実施される場合、リサーチャーまたは調査機関は、学校内でのインタビューに関して、当該学校に対して、親または保護者からも、同意を求めることを加えて提案すべきである。ある学校におけるインタビューの中で、同意を求めるものがいくつかある場合、通常、全てのインタビューに関して同意を求めるべきであり、これには若年者を対象としたインタビューも含まれる。
- 4) 取扱い要注意のテーマに関する調査においては、調査についての同意を得ることが、当該子供または若年者に対して潜在的な害を生じさせるような場合が存在し得る（例：本人以外には秘密を明かさなない相談電話の使用に関する調査）。これらの場合（および、同意無しでインタビューを実施すべき確たる理由が存在する社会調査）においては、同意に関する要求事項が免除され得るが、免除されるのは、MRS 職業基準委員会の明示的な事前承認を伴う場合のみである。

B 同意を得ること、および、必要な情報を提供すること

- 1) 責任ある成人には、十分な情報を提供して、十分な説明を受けたと彼らが納得をした上で、同意を得るようにしなければならない。従って、彼らには、当該調査の性格、および調査実施機関の詳細を、連絡先情報と共に告げなければならない。また、可能な場合は、それにより調査の有効性が影響を受ける場合を除き、当該調査のテーマ事項も彼らに告げるべきである。

- 2) この情報は書面により提供されるべきであるが、口頭でしか提供できない場合（例：電話調査時）においては、もし要請があれば、その責任ある成人に対して確認書面を送付すべきである。
- 3) また、責任ある成人は、当該子供が試したり使用することを求められる可能性のある製品の一切について告げられるべきであり、かつ、それらを実際に点検したり、あるいは、更に自分自身で使ってみたりする機会を与えられるべきである。
- 4) テーマ事項を偽装する調査上の理由が存在する場合、可能であれば、調査の実際のテーマを含む一連のテーマ一覧を、前もって責任ある成人に示し、彼らが調査の対象外となる選択肢を与えるべきである。
- 5) 当該調査の対象外となる選択肢の存在は、当該子供に対しても、責任ある成人に対しても、共に明瞭な形で示さなければならない。両者が、参加を義務づけられている訳ではない点を完全に理解することは重要であり、これには、特定の質問または項目への回答を留保できる彼らの権利も含まれる。
- 6) 調査が学校において行われる場合、個々の子供/若年者が、調査の対象外となることを選択できる権利が、インタビュアーにより強調されなければならない。
- 7) 同意を与えた責任ある成人の識別情報（氏名、もしくは対象者との関係・役割）について記録がなければならないが、当該同意を書面で得ることが常に必要という訳ではない。テーマ事項が、潜在的に取扱い要注意の性格を持つものである場合（次のセクション参照）、同意は書面の形で得られるべきである。
- 8) インспекションは、同意を与えた責任ある成人について行われなければならない。従って、実行されるインспекションは、全て、当該インタビューに関係する事実のみを扱うべきであり、調査対象者となった子供から示された回答あるいは意見については一切触れるべきではない。

2：テーマ事項

テーマが大きく意見が分かれるものであったり、あるいは、不快感や心配を与えるものであったり、あるいは、何らかの意味で、当該子供/若年者の知識または理解の範囲にあると期待できることよりも進んだものである場合は、配慮が払われなければならない。比較的年齢の低い子供のインタビューを行う際に、一定のテーマを避けることは緊要である（例：当該子供を怖がらせる可能性のある話題）。しかし、比較的年齢の高い子供/若年者であれば、同じテーマを問題なく処理できるようなことも有り得る。

これは、倫理の問題であると同時に、優良な調査慣行の問題でもある。

1) 次の事項について子供および若年者のインタビューを行う際には、特別な配慮が必要である。すなわち、

- ・ 当該子供の気持ちを動転させたり、心配させたりする可能性のある事項（例：他の子供との人間関係）。
- ・ 当該子供と両親との間に緊張を生じさせるリスクのある事項。
- ・ 潜在的に取扱い要注意の性質を持つ家族の状況に関する事項（例：親との人間関係、収入、家庭内での飲酒または薬物使用、家族の病気）。
- ・ 人種、宗教、および、社会的または政治的に取扱いに注意を要する同種の問題に関する事項。
- ・ 性的行動に関する事項。
- ・ 違法行為その他の社会的に容認できない活動に関する事項。

2) これら取扱い要注意テーマのいずれかを調査票においてカバーすべき確たる理由もしくは重大な理由がある場合、次の両方のことが重要かつ不可欠である。すなわち、責任ある成人に対して完全な説明が行われ、かつ、彼らの同意が得られること。並びに、質問行為により、当該子供/若年者が不安になったり、混乱したり、誤解したりしないことを確実にするような措置が講じられること。（例外に関しては「同意」の A-4 参照）

- 3) 当該調査に関わる年齢グループにとって違法となるような製品またはサービス（例：18歳未満者にとってのアルコール飲料購入、あるいは、16歳未満者にとってのギャンブル行為）の製造者または販売者に代わって調査を実施してはならないし、また、そうした製品またはサービスの推進者またはロビイストのためにも調査を実施してはならない。これに対して唯一の例外となるのは、法定年齢以下の使用や消費を奨励するような形で製品またはサービスが製造または販売されていないことを確実にするために、調査の実施が必要な場合である。個別ケースごとに、MRS 職業基準委員会の明示的かつ事前の承認を伴う場合にのみ、調査を子供に対して実施することができる。
- 4) 調査は、違法行為（例えば、法定年齢以下での飲酒またはギャンブルなど）を推進してはならないし、推進しているという印象も与えてはならない。
- 5) 当該調査に何らかの製品テストが含まれる場合、次のことがチェックされるように特別な配慮を払わなければならない。すなわち、
- ・ それらの製品が、飲んだり食べたりして安全である（例：食物、菓子類）あるいは、安全に取り扱える（例：玩具）こと。たとえ、当該製品により生じた一切の好ましくない影響および結果に対する法的責任をサプライヤーが負うことになるかもしれないとしても、リサーチャーは、このことをサプライヤーに確認しなければならない。
 - ・ 当該子供または若年者に、一切の関連アレルギー（例：ナッツ、あるいは、特定の合成添加物を含む製品に対するアレルギー）が見られないこと。
 - ・ 当該子供または若年者が当該製品を摂取、または、取り扱うことに対して、民族的・宗教的・文化的障害が一切無いこと。
 - ・ 当該年齢グループにとって違法となる製品をテストすることを当該子供または若年者に要求しないこと。
- 6) 同意を求め、得ようとする場合、あるいは、責任ある成人が同席する場合、責任ある成人が当該子供または若年者が試すことを望まないような製品に関しては、彼らの示す見解に従うべきである。

3：インタビューを行う

A 調査票

- 1) 調査票の内容および言葉遣いは、インタビューの対象となる年齢グループの言葉遣い・ニーズ・感情、および、彼らの能力に配慮したものとすべきである。
- 2) 調査票の言葉遣いは、できるだけ簡潔に保つべきであり、親しげで上位者ぶった言い方にするべきではない。
- 3) 調査は、子供または若年者が、親または保護者に対して理不尽な要求をする結果に至る可能性のある質問を避けるべきである。
- 4) また、調査票は、不必要にプライバシーに踏み込んだり、あるいは、当該子供または若年者にとって回答するのが困難である対象者分類質問を避けなければならない。同意が求められる場合、対象者分類質問によっては、当該子供または若年者ではなく、その親または責任ある成人に質問した方が望ましい場合がある。

B インタビュー

- 1) インタビューの実施中に、責任ある成人の同席が常に必要という訳ではない。技術的な理由（例えば、それによりバイアスが発生する可能性がある）により、彼らの同席が好ましくないような場合、その点を説明し、かつ、当該子供単独でインタビューを行うことに対して同意を求めなければならない。
- 2) 特定の質問に対する回答を留保できるという彼らの権利について、当該子供/若年者の注意を再度喚起しなければならない。
- 3) 当該子供または若年者にとって有害となりうる可能性のある、守秘性を持つ情報開示は、如何なるものであれ、全て、配慮および責任のあるやり方で取り扱われなければならない。
- 4) 当該子供/若年者との体の接触を一切避けるように配慮が払わなければならない。

- 5)インタビュー終了時点で、MRSのお礼パンフレットを必ず手渡さなければならない。
成人の同意を得ないような、無同伴者の14歳または15歳の対象者の場合(既述「同意」A-2参照)、当該調査のテーマ事項および性格を説明し、同時に、調査実施機関の詳細を連絡先情報と共に伝える簡単な書状を含めなければならない。

C.調査実施場所

- 1)調査は、安全かつ適切な環境でのみ実施すべきである。
- 2)調査がクライアント主導でコントロールされる場所で実施される場合、当該クライアントは、安全かつ適切な実施場所の提供に関して、リサーチャーと同等の責任を負わなければならない。
- 3)子供が街頭でリクルートされ、CLT会場(ホールテスト会場)内に誘導される場合、インタビューのあいだ中、常に、もう一人別の成人がその部屋に同席していなければならない。
- 4)当該子供/若年者の自宅において対面または電話により実施される調査の場合、インタビューのあいだ中、誰か成人が一人、その建物あるいは敷地内に留まっていることが望ましい(必ずしも、同室にいらなくても良い)。(既述「インタビューを行う」B-1参照)

D 謝礼品および謝礼金

- 1)クライアントまたはリサーチャーが提供する謝礼の一切は、調査でテストされる製品に関するものと同じのルールに従わなければならない(既述「テーマ事項」5参照)。すなわち、安全で、適法で、なおかつ責任ある成人から見て妥当なものであるべきである。
- 2)謝礼が飲物・菓子・軽食類である場合、それらの一切は、当該年齢グループにとって相ふさわしく、かつ、適法であるべきであり、また、アレルギー問題を生じさせることが知られている一切の製品を避けるように配慮が払われるべきである。
- 3)謝礼品または謝礼金を提供する場合、それらは当該子供/若年者の年齢に相ふさわしく、かつ、調査に必要な作業量および時間に適合するものでなければならない。

セクション 4：特別なルール

A 定性調査

「定性調査に関するMRSガイドライン」を併せて参照すること

- 1) リクルート段階においては、当該調査の一連の過程、および、当該子供/若年者が果たす役割について、責任ある成人、および、当該子供/若年者に対して完全に説明しなければならない。そしてこれには、参加しない権利も含まれる
- 2) リクルート段階においては、マジックミラー、録音、録画を含む一切の観察行為について、責任ある成人の同意を求めなければならない。さらに、録音、録画その他の記録物の調査後における使用、あるいは、開示/引渡しに関して、十分な説明を受けた上での同意を求めなければならない。
- 3) 同意が得られた時点で、リクルートのためのスクリーニング質問を当該子供または若年者に対して実施することが可能になる。年齢の低い子供を対象とする場合、あるいは、当該子供あるいは若年者にとってリクルート質問に回答するのが困難な可能性がある場合、リクルートのためのスクリーニング・プロセスを、当該子供に対してではなく、責任ある成人を相手として実施することが奨励される。
- 4) 調査機関は、グループ・インタビューまたはデプス・インタビュー終了後、当該子供/若年者を安全に引き渡すこと、あるいは、彼らが安全に自宅に帰り着くように手配することに対して、責任を負わなければならない。
- 5) 調査機関は、責任ある成人が、調査実施場所、モデレーター名、終了時刻などについて完全な詳細情報を知っていることを確実にしなければならない。
- 6) 一切の観察行為は最小限に留められるべきであり、また、適切に取り扱われるべきである。
- 7) 刺激材料は、安全、かつ、関与する子供/若年者の年齢にとって適切でなければならない。

B インターネット調査

「データ収集に関するMRSガイドライン」を併せて参照すること

- 1) インターネット調査において確実に同意を得るのが特に困難であることの認識に鑑み、このタイプのデータ収集は、学校環境内において、かつ、その活動を知っている責任ある成人が同席する状況においてのみ実施することが奨励される。
- 2) リサーチャーは、「同意の原則」が満たされていることを確実にしなければならず、従って、学校環境外でインターネット調査が実施される場合、検証可能、明示的な同意を確実に得る特別な措置が講じられなければならない。すなわち、
 - ・ インターネット調査票においては、子供および若年者に対して、その年齢を明らかにすることを、他の個人的情報の回答に先立って求めなければならない。回答された年齢が16歳を下回る場合、当該子供は、適切な同意が得られるまで、それ以上の個人的情報を教えることから除外されるべきである。
 - ・ 同意の必要を子供に知らせる告知文が、個人的情報の開示を求める時点で表示されなければならない。この告知文は、明瞭、かつ目を引くべきであり、同時に、当該調査のテーマ事項および性格の説明、並びに、調査実施機関の詳細が、その連絡先情報と共に含まれていなければならない。
 - ・ 子供または若年者から収集された個人データは、公に掲示したり、開示したりしてはならない。
- 3) また、インターネット調査票には、その記入のために生じる可能性のある一切のコストについての案内、および、16歳未満者は、成人による事前の許可無くして調査票に記入すべきではないとする警告が掲載されていなければならない。

C 郵送および自記入式調査

「データ収集に関するMRSガイドライン」を併せて参照すること

- 1) 個別対象者の年齢が既知の場合、子供（16歳未満）向けの調査票は、当該子供宛てではなく、その親または保護者宛てに郵送されなければならない。若年者向けの調査票は、直接郵送しても構わない。
- 2) 個別対象者の年齢は既知ではないが、その過半数が16歳未満である可能性があるような場合、調査票は親または保護者宛てに郵送されるべきであり、かつ、それには、子供による記入に対して同意が必要とされることを説明する告知文が掲載されていなければならない。
- 3) 個別対象者の年齢は既知ではないが、その中に16歳未満が含まれる可能性があるような場合、全ての調査票には、子供による記入に対して同意が必要とされることを説明する告知文が掲載されていなければならない。同時に、当該調査のテーマ事項および性格の説明、並びに、調査実施機関の詳細が、その連絡先情報と共に含まれていなければならない。
- 4) 調査票には、当該子供が調査票に記入することについて、責任ある成人が同意を与えたことを示すための署名欄がなければならない。
- 5) 郵送するパッケージに、鋭利な物体その他、危害を及ぼす可能性のある物体を入れるべきではない。

以上